

「広報紙K O B E」広告掲載業務仕様書

1 件 名

令和8年度「広報紙K O B E」(以下「広報紙」という。)広告掲載業務

2 広報紙の概要

- (1) 市政情報を市民に伝えるため、毎月1回20日頃に発行し、各戸配布するほか、図書館や駅などの利用者の多い市内施設でも配架している。
- (2) 体裁は、D版タブロイド版（オールカラー）左開きで、「全市版」と「区民版」の一体型広報紙となっている。ページ数・発行回数は通常16ページ（うち区民版1ページ）、12回である。
- (3) 発行部数は、1回約840,000部である。

3 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

市が貸し出す広報紙の広告枠を対象に広告募集を行い、広告の掲載を行うものである。詳細は以下のとおり。

(1) 広告の規格

広告掲載面・広告掲載位置	全市版2～10、12～16面の下段に各1枠 区民版11面の下段に1枠※ ただし、1枠を左右均等に2枠に分割することは可とする。 区民版は各区版で異なる広告主でも可とする。
広告の大きさ	縦65mm×横245mm 分割の場合、縦65mm×横120mm、余白5mm
広告の色数	4色（フルカラー）
枠数	全市版 月14枠 年168枠 区民版 月1枠×9区 年108枠 (2026年5月号～2027年4月号)
その他の仕様	<ul style="list-style-type: none">・各広告枠の左上の端に合わせて広告（太ゴシック、13ポイント以上）と明記すること。サイズは縦5mm×横10mmとする。・神戸市の広告は、神戸市と明記すること。サイズは縦5mm×横10mmで、広告と1mm開けること。・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字を読みやすくなるように工夫すること。

(2) 掲載条件

広告料金	一般競争入札により決定。なお、入札金額は年間枠の合計とする。 ※最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする
広告原稿の審査	(4) に記載する広報紙校了日の8開庁日前までに、神戸市企画調整局広報戦略部（以下「広報戦略部」という。）に広告主及び広告内容、審査用原稿（割付済）を提出し、掲載基準に基づく審査を受けること。 ※割付は、記事の内容により本市で変更する場合がある ※審査には数日かかることがあるため、遅滞なく提出すること。審査用原稿の提出の遅滞により入稿期限までに本市の審査が終了しない場合、あるいは、審査による本市の指示を反映した修正原稿の提出が入稿期限に間に合わない場合、当該原稿の入稿は認められない。このとき、あらかじめ入稿済の広告取扱業者の自社広告を掲載する。 ※開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く神戸市の開庁日をいう。
広告原稿の入稿期限	各号、広報紙校了日の1開庁日前の午後4時
広告原稿の入稿方法	広告原稿は、広告取扱業者において作成し、出力見本を添えて完全データで広報戦略部が指定する版下制作委託業者に入稿すること。 ※入稿期限後の文字の変更は認められない。 ※入稿サイズは、実寸での解像度：300dpi程度とすること。 過大な場合は、調整を指示する場合がある。
その他の条件	入稿期限までに入稿できない場合等に備え、あらかじめ自社広告（1枠用および1／2枠用）を作成のうえ提出し、掲載基準に基づく審査を受けること。審査を終了した当該原稿は、広報戦略部が指定する版下制作委託業者に2026年4月14日までに入稿すること。

(3) 掲載基準、その他

遵守すべき関係規定	・「広報紙KOBE」広告掲載取扱要綱 ・広告内容の業種ごとに定める関係規定・法令等 ※掲載する広告内容等が、上記関係規定から逸脱している場合は、広告の内容等を変更すること。変更に応じない場合
-----------	---

	<p>は、いかなる場合も、広告の掲載を認めない。</p> <p>※上記関係規定について、契約締結後に改正を行うことがある。</p>
広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	<ul style="list-style-type: none"> ・広告内容の品位を保つため、広報戦略部からの要望があった場合は、色づかいやデザイン、写真等を変更すること。（「広報紙KOBE」広告掲載取扱要綱第2条（4）に基づく）
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容等に関する責任は、広告取扱業者が負うものとし、問題が生じた際は、広告取扱業者の責任及び負担により解決すること。但し、広告取扱業者が広告主と共同して問題に対応し、解決することを妨げない。 ・広告取扱業者に決定した者とは、後日、広告掲載契約を締結します。契約締結後、神戸市からの支払いの請求（年4回に分けて請求）を受けた各日から30日以内に納付すること。 ・多様な広告の掲載に努めること ・疑義の生じた事項については、神戸市契約規則その他関係の法令等に基づき、協議を行う。

(4) 校了日

5月号	4月15日（水）	11月号	10月14日（水）
6月号	5月13日（水）	12月号	11月11日（水）
7月号	6月10日（水）	2026年1月号	12月16日（水）
8月号	7月15日（水）	2026年2月号	2027年1月13日（水）
9月号	8月10日（月）	2026年3月号	2027年2月9日（火）
10月号	9月9日（水）	2026年4月号	2027年3月9日（火）

※校了日に変更があった場合、別途連絡する。